

告 訴 状 (二)

2013年11月15日

最高検察庁検事総長 小津 博司 殿

告訴人

〒465-0083 名古屋市名東区神丘町2-14-1-501

(旧住所 〒389-2301 長野県木島平村穂高1455)

電話 080-5013-9801

被告訴人 警察庁長官 米田 壮

〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話 03-3581-0141

【第1】 告訴の趣旨

上記の被告訴人は、以下に記載する通り、刑法第193条(公務員職権濫用)の罪を犯したものと思料する。そこで、当該被告訴人を厳重に処罰することを求め、刑事訴訟法第230条に基づき告訴する。

【第2】 告訴事実

1. 告訴人は、2013年9月19日付けの告発状、及び同日付けの告訴状を、同日、警察庁長官米田壮(被告訴人)宛てに簡易書留郵便で送付し、刑事訴訟法第239条1項に基づく告発、及び同法第230条に基づく告訴をした。この郵便物は、2013年9月20日に被告訴人に配達された。

2. 被告訴人は、2013年10月16日、告訴人が郵送した告発状及び告訴状を、告訴人宛てに書留郵便で返送した。この郵便物は、2013年10月17日に告訴人に配達された。

3. 被告訴人は、告訴人の告発に対して、刑事訴訟法等に従って適正に事件処理することなく、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた。この点で、被告訴人は、その職権を濫用して、告訴人による告発権(刑事訴訟法第239条第1項)の行使を妨害しており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

4. 被告訴人が、告発状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告発を無効ならしめた結果、告訴人は、本来は必要がないのに、同一の事件について他の捜査機関に再告発しなければならなくなった。実際に、告訴人は、2013年11月15日、告発状を最高検察庁検事総長小津博司宛てに簡易書留郵便で送付し、同一の事件について再告発した。この点で、被告訴人は、その職権を濫用して、告訴人に義務のない再告発を行わせており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

5. 被告訴人は又、告訴人の告訴に対して、刑事訴訟法等に従って適正に事件処理することなく、告訴状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の告訴を無効ならしめた。この点で、被告訴人は、その職権を濫用して、告訴人による告訴権(刑事訴訟法第230条)の行使を妨害しており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

6. 被告訴人が、告訴状を告訴人に返却するという不正手段により、告訴人の

告訴を無効ならしめた結果、告訴人は、本来は必要がないのに、同一の事件について他の捜査機関に再告訴しなければならなくなった。実際に、告訴人は、2013年11月15日、告訴状を最高検察庁検事総長小津博司宛てに簡易書留郵便で送付し、同一の事件について再告訴した。この点で、被告人は、その職権を濫用して、告訴人に義務のない再告訴を行わせており、公務員職権濫用(刑法第193条)の罪を犯した。

【第3】 添付書類

資料説明書(二) 1通

資料一~資料五 各1通

以上